

播磨町公の施設に係る指定管理者の予定者について

地方自治法、播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施設の設置等を規定した条例に基づき、次の施設について、以下のとおり指定管理者の指定に係る手続を進め指定管理者の予定者を定めました。

施設名称	指定管理者予定者
小型船舶係留施設及びその付帯施設	(団体名) 泉佐野ウォーターフロント株式会社 代表取締役 小澤 力也 (所在地) 大阪府泉佐野市りんくう往来北6番地

1 予定者選定までの事務手続き

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 指定管理者の公募 | 令和7年7月24日 |
| (2) 募集要項の配布期間 | 令和7年7月24日～8月29日 |
| (3) 質問の受付 | 令和7年7月24日～8月29日 |
| (4) 質問の回答 | 令和7年9月5日 |
| (5) 申請書受付期間 | 令和7年7月25日～9月12日 |
| (6) 選定委員会 | 令和7年5月～11月に4回開催 |
| (7) 選定結果通知発送 | 令和7年11月20日 |

2 指定管理者予定者の選定

(1) 選定の方法

応募団体の選考に当たっては、播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、7人の委員で構成される選定委員会を設置した。

各申請団体から提出された書類、面接審査及び質疑応答の内容を踏まえて選定委員が評価を行い、審査項目ごとの平均点を合計した点数が、配点合計の60パーセント以上を得た団体のうち最高評価点の団体を予定者として選定することとした。

(2) 審査の基準及び方法

播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める選定の基準に基づき、審査項目及びその配点を設定し、配点合計を146点とした。

審査に当たっては、書面審査及び面接審査を行い、選定委員ごとに評価を行った。

3 審査結果の概要

(1) 応募団体

団体名	団体の形態	所在地	主たる事業
泉佐野ウォーター フロント株式会社	株式会社	大阪府 泉佐野市	マリーナ管理運営

(2) 評価結果

審査項目	配点	評価結果（平均点）
1 平等利用の確保及び 事業計画に関するこ と	(1)施設の維持管理	3 5
	(2)利用者への対応	4 5
2 安定的な管理の確保 に関するこ と	(1)応募者の経営能力等	2 0
	(2)組織運営体制	2 0
3 還付額及び設定案並 びに徴収、滞納整理及 びその他施設運営等提 案に関するこ と	(1)施設運営体制	2 6
配点合計	1 4 6	1 2 1

(3) 総合評価

評価順位	団体名称	総合評価
1	泉佐野ウォーター フロント株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、安定した経営基盤を持つ第三セクター法人で あり、マリーナ関係の多方面にわたるノウハウを有する法 人でもあるため、これまでの実績に基づいた堅実で安定し た施設経営が期待できる。 ・施設運営では、施設や設備の保守・点検・清掃を日常的 に行い、利用者が安心して利用することができるよう、利 用にあたってのルールの周知や徹底に取り組んでいる。そ の結果、ボートの収容率はほぼ 100%を維持している。 ・昨今の経費高騰等の情勢においても使用料の値上げを行 わずに、町への還付額を維持している。

	<ul style="list-style-type: none">・小規模修繕の自己負担額を1物件当たり40万円から50万円に増額するという提案が示されており、円滑な施設運営に対する積極性が見られる。・利用者サービス向上のため利用者の多い土曜、日曜、祝日の受付対応を可能とするなど、町の要求水準を超えて利用者の視点に立った施設運営を継続しようとしている。・「はりまの海きっずチャレンジ」に協力することで、町民が海への親しみを体験できる機会を毎年確実に提供するなど、親水施設としての役割を果たしている。・柔軟な対応ができるよう人員確保に努められているが、今後も後継者の育成に取り組んでいただきたい。 <p>以上のことから、小型船舶係留施設及びその付帯施設の指定管理者とすることが適当であると判断する。</p>
--	---